

# 有明海の再生に向けた話し合いについて

## 基本的な考え方

1. 有明海再生は喫緊の課題であり、4県が協調して具体的な取組を進めることが必要。
2. その具体的な取組を進めるための話し合いの場を設ける。
  - (1) 話し合いの前提
    - ① 諫早湾干拓事業の開門問題には触れない。
    - ② 現在の排水門の操作方法を前提とする。
    - ③ 有明海再生（水産資源の回復、海域環境の改善等）について話し合いを行う。
  - (2) 具体的な進め方
    - ① 有明海漁場環境改善連絡協議会等の調査、実証の結果等を踏まえ、優先すべき課題の選定とその実現のための協議・調整を行う。
    - ② 4県並びに関係者が参画し、具体的な取組を推進し得る体制を作り、話し合いを進める。
 

ア. 有明海漁場環境改善連絡協議会を拡充し、実務者レベルの協議を進める  
 イ. 高い見地からの方針決定を行い得るよう、同協議会の規約に4県の知事レベル会合を位置付け、必要に応じて開催
    - ③ 平成27年度以降の有明海再生事業のあり方を検討する。

## 具体的な取組

○これまでの各種調査等を踏まえた議論

- ・ 今後必要な取組
- ・ 4県が協調して取り組む課題



○4県が協調して取り組む課題の絞込み

○各県の分担や体制の議論



4県が協調した取組の実施

# 話し合いの場の構成（案）

## 実務者レベルの協議の場

- 有明海漁場環境改善連絡協議会の目的に、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組の推進を位置付ける。
- これまで同協議会において意見交換の対象としてきた調査や現地実証に加え、補助事業や県単事業等も対象として、具体的な対策について協議を進める。
- 同協議会の委員に水産庁と農村振興局の担当課長を加えるほか、構成員の見直し等を行う。

## 知事レベル会合

- 有明海漁場環境改善連絡協議会の規約に、有明海の再生に向けて高い見地からの方針決定を行う知事レベル会合を位置付ける。
- 有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合、協議会の協議を踏まえ、会長が知事レベル会合を開催する。
- 知事レベル会合には、会長が4県と調整して必要と認める者の出席を求めることができる。

# 有明海漁場環境改善連絡協議会の拡充(案)

## 1. 連絡協議会の目的、業務の拡充、構成員の見直し

### ○ 連絡協議会の目的と業務に4県が協調した取組を追加

#### 現状

- 有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証を通じて有明海の再生への道筋を明らかにすること

#### 拡充後

- 有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証、有明海再生への道筋を明らかにすること
- 有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資すること

### ○ 連絡協議会の委員について佐賀県の委員をくらし環境本部長から生産振興部長に変更するとともに、水産庁と農村振興局の担当課長を追加

#### 現状

4県漁連会長等  
佐賀県くらし環境本部長  
3県水産担当部局長  
九州漁業調整事務所長  
(独)水産総合研究センター西海区水産研究所長  
九州農政局長

#### 拡充後

4県漁連会長等  
佐賀県生産振興部長  
3県水産担当部局長  
九州漁業調整事務所長  
(独)水産総合研究センター西海区水産研究所長  
水産庁増殖推進部漁場資源課長  
農村振興局整備部農地資源課長  
九州農政局長

## 2. 知事レベル会合の位置付け

- 有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合、協議会の協議を踏まえ、会長が知事レベル会合を開催